

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月27日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年11月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第50号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項の(5)中「390円」を「290円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(財 政 課)

